衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票時間 午前7時～午後8時

投票日 10/22(日)

今回の選挙は、小選挙区では、「東京都第15区」で1人の議員を選びます。比例代表は「東京ブロック」となり、各政党等の得票数に比例して議席が配分されます。定数は17人です。

なお、国民審査に付される裁判官は7人です。

今後の国政を担う人を決める大切な選挙です。

有権者一人ひとりが自覚をもって棄権しないで投票しましょう。

入場整理券の配付

入場整理券は、各人のものを世帯ごとに封書で発送しますので、投票所に行く際には、ご自分の投票所をよく確認し、必ずお持ちください。

入場整理券が届かない場合や、破損・紛失により投票所が分からない場合は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、入場整理券に選挙の詳細を記載した「選挙のお知らせ」を同封しますので、ご覧ください。

選挙公報の配布

候補者の公約、経歴などを知っていただくため、選挙公報を各戸配布します。

区役所・出張所等の公共施設や区内の駅などにも「選挙公報用ポスト」を設置しますのでご利用ください。希望される方には郵送しますので、選挙管理委員会にご連絡ください。

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などの用事等で投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

[期日前投票の手続き]

必ずご本人がお越しのうえ、入場整理券（裏面）にある「宣誓書」を記入し提出してください。

入場整理券が届いていない場合は、期日前投票所にある宣誓書をご利用ください。

[期日前投票の期間・場所]

期日前投票所は、9か所（左表のとおり）です。

期日前投票所によって期間が異なりますのでご注意ください。

不在者投票

[江東区外での不在者投票]

江東区外に滞在中の方は、あらかじめ郵便や電子署名付の電子申請などで投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

手続きに日数がかかりますので、お早めに請求をお願いします。

[郵便等による不在者投票]

身体障害者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方、または介護保険被保険者証をお持ちで区分が「要介護5」の方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

※手続きの方法などは選挙管理委員会にお問い合わせください。

問 選挙管理委員会事務局 ☎(3647)9091 FAX(3647)9592

期日前投票所一覧

場所	投票期間・時間
区役所2階区民ホール	10/11(水)～21(土) 8:30～20:00
森下文化センター2階（森下3-12-17）	10/15(日)～21(土) 8:30～20:00
富岡区民館（富岡出張所3階）（富岡1-16-12）	
豊洲シビックセンター1階（豊洲2-2-18）	
小松橋区民館（小松橋出張所4階）（扇橋2-1-5）	
カメリアプラザ2階（亀戸2-19-1）	
総合区民センター8階（大島4-5-1）	
砂町区民館（砂町出張所3階）（北砂4-7-3）	
南砂区民館（南砂出張所4階）（南砂6-8-3）	

▲深川の力持めいすいくん

リバーハウス東砂
平成30年2月からグループホームとして運営

利用者募集

平成30年2月、江東区リバーハウス東砂は、障害者のグループホームとして新たに運営を開始します。開設に伴い、次のとおり利用者を募集します。

グループホーム（共同生活援助）

障害者が、日常生活上の援助を受けながら共同生活する施設です。

人 身体障害者または知的障害者で、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方7人

費 家賃、光熱水費、食費など費用負担あり

[利用期間] 3年間

[申請書等の配布場所] 障害者支援課障害者支援係（区役所隣防災センター2階17番）※区ホームページからも入手可

[必要書類]

○グループホーム利用申請書

○障害福祉サービス受給者証の写し

○利用希望者調査票

※利用者の決定は申込順ではなく、入居の必要性等を総合的に判断して決定します。

締 11月2日（木）消印有効

申 必要書類を〒135－8383 障害者支援課障害者支援係へ郵送または窓口で

短期入所

介護者の疾病その他の理由により、施設に短期間の入所を必要とする障害者等に対し、必要な支援を行います。

人 6歳以上（未就学児を除く）65歳未満の身体障害者または知的障害者で、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方3人

費 光熱水費、食費など費用負担あり

[利用期間] 1回につき6泊7日まで（年度内21日まで）

[申込受付] 利用予定日の属する3か月前の1日～7日の平日午前9時～午後5時※15日までに利用調整のうえ、利用者を決定し、お知らせします※15日以降は、利用予定日の前日の正午まで随時受け付けます。

申 電話でリバーハウス東砂 ☎・FAX(3646)6623

緊急一時保護は引き続き実施

区独自のサービスである「緊急一時保護」は、平成30年1月から次のとおり実施します。

人 6歳以上（未就学児を除く）65歳未満の身体障害者手帳1～2級の方、愛の手帳1～4度の方、または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方で、次のいずれかに該当する方2人

○介護者の疾病、出産、事故等に伴う通院または入院

○介護者の近親者の冠婚葬祭への出席

※短期入所など同様のサービスを利用できる方は除きます。

費 利用料金（減免あり）、光熱水費、食費などの費用負担あり（医療的ケアの利用は別途一部負担あり）

[利用期間] 1回につき2泊3日

[申込受付] 利用予定日の3か月前から前日の正午まで

※医療的ケアが必要な方は、利用予定日の3か月前から5日前の正午まで

※特に緊急を要する方（特別緊急一時保護）は、利用予定日の5日前から前日の正午まで

申 電話でリバーハウス東砂 ☎・FAX(3646)6623

※いずれも[運営法人]（社福）江東楓の会 場 東砂福祉プラザ内（東砂3－30－6）

問 障害者支援課障害者支援係 ☎(3647)4950 FAX(3699)0329

行政相談週間 10/16(月)～22(日)
国などへの要望・苦情は行政相談委員へ

皆さんに行政相談や行政相談委員制度に対する理解を深めていただくため「行政相談週間」を設けています。毎日の暮らしの中で、国などが行っている仕事について、要望や苦情をお持ちの方はいらっしゃいませんか。そのような時、「行政相談委員」が行政と住民の橋渡し役として相談に応じ、助言し、適切な措置を講じます。

区では、日ごろから定期的に行政相談を実施しています。なお、下表の行政相談委員は、電話でも皆さんの声をお聴きしていますので、ご相談ください。

行政相談は次のところでも受け付けています。

○「行政苦情110番」（東京行政評価事務所）☎(0570)090110 FAX(5331)1761

※IP電話などをご利用の場合は、☎(3363)1100

○東京総合行政相談所（西武池袋本店7階、本店の休業日・年末年始を除く毎日受付）☎(3987)0229

なお、総務省ホームページ（HP https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html）からメールでも受け付けています。

氏名	電話番号
山本美子（やまもとよしこ）	3647-2316
櫛部興喜（くしべこうき）	3637-2028
積田喜一（つみたきいち）	3644-7307
坂通代（さかみちよ）	3647-3704
進藤孝（しんどうたかし）	3647-6221
金子勝明（かねこかつあき）	3631-3420
淺野美智子（あさのみちこ）	3684-3840
青木博子（あおきひろこ）	3635-8203

10月28日（土）区民まつりで特設行政相談所を開設

行政相談週間に伴い「特設行政相談所」を開設します。お気軽にご相談ください。

時 10月28日（土）午前10時半～午後3時 場 区民まつり中央まつり内都民ギャラリー（都立木場公園）

問 広報広聴課広聴相談係 ☎(3647)2364 FAX(3647)9635

凡例
時 日時 場 場所 集 集合 人 対象・定員 費 費用 内 内容 師 講師 保 一時保育 締 締切日 申 申込 問 問合先 HP ホームページ e Eメール

児童虐待かな？と思ったらご連絡ください
江東区こどもの虐待ホットライン ☎3646-5481
[相談日] 月～土曜（年末年始(12/29～1/3)・祝日除く）9:00～18:00
[夜間・休日の緊急時] 警察署☎110 児童相談所全国共通ダイヤル☎189
※連絡は匿名でも行えます。虐待を“疑ったら”勇気を出してご連絡を